

<附属資料>

○ 幼児教育の質の向上について（中間報告）（概要）	25
○ 委員名簿	26
○ 開催経緯	27
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）	29
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）	31
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ（概要）	36
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ（抄）	39
○ 参考資料	44

I 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

1. **幼児教育の重要性** ◆幼児教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法) → 国内外における幼児教育の重要性についての認識の高まり
2. **幼児教育を巡る近年の政策の動向** ◆子ども・子育て支援新制度、幼児教育・保育の無償化がスタート → 量の拡充だけでなく、質の向上を求める声の高まり
3. **幼児教育の実践の質向上** ◆新幼稚園教育要領等 → 個々の教職員が子供と直接関わりながら、幼児教育に関わる全ての者と連携・協力し、質の向上に一層取り組む必要
4. **新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組** ◆幼児の心身の健全な発達への支援 → 施設の園務・衛生環境改善、関係機関相互の連携強化

II 質の向上のための具体的方策

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実 ◆「遊び」は発達の基礎を培う重要な学習 ◆「環境を通して行う教育」を基本 ◆幼児教育現場の課題は多様化・複雑化

(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- ・研修や研究協議会、参考資料等の作成を通じた関係者の理解増進
- ・家庭・地域との認識の共有による「社会に開かれた教育課程」の実現

(3) 教育環境の整備

- ・発達段階を考慮した先端技術の活用により体験をさらに豊かにする工夫
- ・耐震化等の安全・安心な環境整備

(2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の連携促進
- ・小学校教育におけるスタートカリキュラムの編成による学びの連続性の確保

(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- ・障害のある幼児や外国人幼児等への支援(地方公共団体や幼児教育施設における体制整備、研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理等)

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

◆幼稚園教諭等は平均年齢が若く、平均勤務年数が短い、人材確保も困難

(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- ・給与等の処遇や配置の改善等の推進
- ・新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の先導的な取組の支援

(2) 研修の充実等による資質の向上

- ・各研修の位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
- ・各職階・役割に応じた研修体系構築、キャリアステージ毎の研修機会確保

(3) 教職員の専門性の向上

- ・上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進

3. 幼児教育の質の評価の促進

- ◆幼稚園は比較的規模が小さく、外部の視点を入れた活動の見直しは重要
- ◆各園の独自性を確保しつつ、評価等を通じたPDCAサイクルの構築が重要

(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- ・都道府県・市町村の連携等による効率的な指導監督の実施

(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- ・自己評価の確実な実施、関係者評価・第三者評価の実施の推進
- ・公開保育の仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効

(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

- ・日本の幼児教育の特徴を踏まえた質に関する評価手法の開発等

4. 家庭・地域における幼児教育の支援

◆預かり保育や子育て支援等のニーズの高まり、待機児童対策の観点

(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- ・保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の充実

(2) 関係機関相互の連携強化

- ・福祉担当部局などの首長部局や児童相談所等の関係機関との連携

(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- ・預かり保育の質向上・支援の充実、親子登園・相談事業等の取組の充実

5. 幼児教育を推進するための体制の構築

◆担当部局一元化は増加傾向だが公私・施設類型一体的な取組は課題、体制は手薄

(1) 地方公共団体における体制の構築

- ・各自治体の幼児教育推進体制(幼児教育センター等)の整備(公私・施設類型を越えた質向上の取組推進)
- ・幼児教育担当指導主事の配置、幼児教育アドバイザーの育成・配置

(2) 調査研究の推進

- ・大学・研究機関・幼児教育施設等における調査研究・ネットワーク構築等

6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

- ・幼児の心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援等
- ・園務改善のためのICT化支援、トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等
- ・関係機関相互の連携強化(児童相談所等の関係機関との緊密な連携等)

幼児教育の実践の質向上に関する検討会 委員名簿

(敬称略・五十音順)
(◎：座長、○：副座長)

東 重満	学校法人東学園美晴幼稚園長
新山 裕之	東京都港区立青南幼稚園長
遠藤 利彦	東京大学大学院教育学研究科 教授
岡林 律子	高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員 (第6回会議から)
○神長 美津子	國學院大學人間開発学部 教授
古賀 松香	京都教育大学教育学部 准教授
佐々木 晃	鳴門教育大学附属幼稚園長
中山 美香	高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員 (第5回会議まで)
◎無藤 隆	白梅学園大学大学院 特任教授

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部参事官付 (認定こども園担当)
厚生労働省子ども家庭局保育課

幼児教育の実践の質向上に関する検討会 開催経緯

- 【第1回】平成30年6月4日（月）14:00～15:30
- 座長の選任等について
 - 幼児教育の実践の質向上について
- 【第2回】平成30年6月21日（木）10:00～11:30
- 委員発表（神長副座長）
 - ・ 幼稚園教員等に求められる資質・能力とその研修体系
 - 委員発表（中山委員）
 - ・ 高知県における乳幼児期の教育・保育の質向上の取組
- 【第3回】平成30年7月10日（火）10:00～11:30
- 委員発表（東委員）
 - ・ 幼児教育の実践の質向上における私立幼稚園等の現状と課題
 - 委員発表（遠藤委員）
 - ・ C e d e pにおける調査・研究が含意するもの
- 【第4回】平成30年8月10日（金）10:00～11:40
- 委員発表（新山委員）
 - ・ 幼児教育の質の向上に向けて
 - 委員発表（佐々木委員）
 - ・ 園内の人材育成 —徳島県保育・幼児教育アドバイザー研修より—
- 【第5回】平成30年8月30日（木）16:00～17:30
- これまでの主な意見の整理
- 【第6回】令和元年10月23日（水）15:30～17:00
- 幼児教育の質の向上について（論点メモ）
 - 委員発表（遠藤委員）
 - ・ 幼児教育に関する自治体の体制
 - 有識者ヒアリング（国立教育政策研究所幼児教育研究センター 渡邊センター長）
 - ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センターの研究・事業説明
- 【第7回】令和元年11月26日（火）15:00～16:30
- 有識者ヒアリング（金沢大学 滝口教授）
 - ・ 幼児期における特別支援教育の現状と課題について
 - 有識者ヒアリング（全国幼児教育研究協会顧問 岡上顧問）
 - ・ 外国人幼児の受入れにおける現状と課題について

【第8回】令和2年2月17日（月）16：00～18：00

- 有識者ヒアリング（北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター
大畑センター長）
 - ・ 北海道における幼児教育の質向上のための取組について
- 議論のまとめ（素案）について

【第9回】令和2年5月11日（月）15：00～16：30

- 中間報告（案）について

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできたそれを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落
[12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、
これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方 等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方 等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方 等

31 文科初第49号

中央教育審議会

次に掲げる事項について，別添理由を添えて諮問します。

新しい時代の初等中等教育の在り方について

平成31年4月17日

文 部 科 学 大 臣 柴 山 昌 彦

(理由)

今世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われており、人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わるとされる Society 5.0 時代の到来が予想されています。

このような急激な社会的な変化が進む中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していかなければなりません。

我が国の学校教育の現状に目を向けると、経済協力開発機構 (OECD) の学習到達度調査 (PISA2015) において世界トップレベルの学力水準を維持するとともに、全国学力・学習状況調査においても、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進んでいます。このように、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」とそれを支える明治以来 150 年に及ぶ教科教育等に関する蓄積は、全体としては着実に成果を挙げてきています。一方、基礎学力の育成に関して見ると、子供たちの語彙力や読解力については、課題も指摘されているところです。

また、高等学校の多様化が進む中で、一部の高等学校では、大学や産業界等との連携の下で様々な教育が展開されていたり、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が実践されていたりする等、先進的な取組が進められています。一方、高校生の学校外での学習時間の減少や学習意欲の乏しい生徒の顕在化に加え、高校生の約 7 割が通う普通科の中には、生徒が身に付けるべき力やそのために学習すべき内容を明確に示すことができおらず、大学入学者選抜等の影響と相まって、いわゆる文系・理系の科目のうち大学受験に最低限必要な科目以外について生徒が真剣に学ぶ動機を低下させている状況が見られるなど、Society 5.0 時代に活躍できる人材の育成の観点から大きな課題があります。

こうした状況を踏まえ、次代を切り拓く子供たちには、文章を正確に理解する読解力、教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要であり、平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて改訂された学習指導要領の下で、それらの力を着実に育んでいくことが必要です。

さらに、いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多となるなど、児童生徒の生命・身体の安全確保に関して深刻な課題が生じています。また、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒も増加し

ており、誰一人置き去りにしない教育を実現するため、これらの児童生徒等への支援体制を整えていくことが求められています。

子供たちに実際に教育を行う教師の状況に目を転じると、我が国の質の高い学校教育は、高い意欲や能力を持った教師の努力により支えられている一方、平成28年度の教員勤務実態調査によれば、我が国の教師は、平均すると小学校では月約59時間、中学校では月約81時間の時間外勤務をしていると推計され、教師の長時間勤務の実態は深刻です。教師の採用選考試験の競争率の減少も顕著であり、特に小学校では平成12年度には12.5倍だった倍率が平成29年度には3.5倍となっています。志高く能力のある人材が教師の道を選び、我が国の学校教育がさらに充実・発展するためにも、学校における働き方改革を進め、教職の魅力を高めることの必要性は待ったなしの状況です。

また、これからの時代の学校は、教師を支援し教育の質を高めるツールとして情報通信技術（ICT）やAI等の先端技術を活用することにより、地理的制約を超えて多様な他者と協働的に学ぶことを可能としていくことや、一人一人の能力、適性等に応じた学び、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを提供していくことが可能となります。しかしながら、学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況となっており、学校における先端技術の効果的な活用に向け、ICT環境の整備を着実に進めていく必要があります。

さらに、Society 5.0時代の教師には、ICT活用指導力を含む子供たちの学びの変化に応じた資質・能力が求められます。社会人など多様な人材を活用することにより、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団を形成していくことが必要となるほか、教師や事務職員、様々な専門スタッフ、多様な背景を持つ外部人材が、地域住民等とも連携・協力しながらチームとして学校運営を推進していくことが重要です。4月から開始された新たな教職課程においては、こうした状況を踏まえて学生に対する指導を充実させるとともに、その改善を図ることが必要です。

こうした状況に加え、我が国では、人口減少、少子高齢化、過疎化の進展により、一市町村一小学校一中学校等という市町村が232団体（13.3%）あるなど、児童生徒数の減少に伴う教育環境の変化に対応する必要があります。

以上に挙げたような、今後の社会状況の変化を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討するため、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問を行うものであります。

具体的には、Society 5.0時代の到来に向けて、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）、学校における働き方改革に関する総合的な方策に係る本年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体

制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」や、教育再生実行会議において同月に取りまとめ公表された第11次提言中間報告及びその後の検討状況も踏まえ、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、新時代に対応した義務教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 義務教育、とりわけ小学校において、基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 教科担任制の導入や先端技術の活用など多様な指導形態・方法を踏まえた、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第二に、新時代に対応した高等学校教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方
- いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM教育^{*}の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など、生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第三に、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保
- 外国人児童生徒等の進学・就学継続のための教育相談等の包括的支援の在り方

^{*} Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保，指導力の向上
- 日本の生活や文化に関する教育，母語の指導，異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

第四に，これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等についてであります。具体的には，以下の事項などについて御検討をお願いします。

- これからの時代において児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ，義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 質の高い教師を確保し，資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化
- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など，多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 学校や大学を取り巻く環境変化に対応する教員養成課程の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など，特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態，虐待事案等に適切に対応するための方策
- 児童生徒の減少による学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方
- これらを踏まえたチーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置，教師を支援し教育の質を高める ICT 環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

以上が当面，御審議をお願いしたい事項ではありますが，これらに関連する事項を含めて，新しい時代の初等中等教育の在り方について，幅広く御検討いただくようお願いいたします。なお，これらの課題は広範多岐にわたることから，審議の状況に応じ，審議の区切りがついた事項から逐次答申していただくことも御検討いただきますようお願いいたします。

新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ（概要）

令和元年12月 中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代を見据えた学校教育の姿 （2020年代を通じて実現を目指すイメージ）

育成を目指すべき資質・能力

変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成

子供の学び

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、
個別最適化された学びが実現

- 児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、基盤的な学力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びが提供されている。
- 特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され、特異な資質・能力を有する子供がその才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、子供の生活や学びにわたる課題が早期に発見され、外国人児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。
- 一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに、STEAM教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。
- 特に高等学校では、普通科等の各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

など

子供の学びを支える環境

全国津々浦々の学校において質の高い教育
活動を実施可能とする環境が整備

- 多様な人材を教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、質の高い教師集団が実現されるとともに、教師と多様な専門スタッフ等とがチームとして運営する学校が実現されている。
- 教師が生涯を通じて学び続け、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く変化に対応できる環境が整備されている。
- 学級担任制と教科担任制が効果的に実施され質の高い教育が実現されている。
- デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、指導・支援の充実、校務の効率化がなされている。
- 人口減少が加速する地域においても、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などを通じて、魅力的な教育環境が実現されている。
- 幼稚園等の幼児教育が行われる場において、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要

これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

子供たちが多様化する中、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現には、**教師を支援するツールとしてのICT環境や先端技術が不可欠**。ICT環境や先端技術の効果的な活用により、次のことが可能に。

- ① 学びにおける**時間・距離などの制約を取り払うこと**
※ 遠隔教育により、様々な状況の子供たちの学習機会が確保されるなど
- ② **個別に最適で効果的な**学びや支援
- ③ 可視化が難しかった**学びの知見の共有**やこれまでにない**知見の生成**
- ④ 学校における**働き方改革**の推進

現状の**情報化の致命的な遅延や地域間格差は**、学習環境・職場環境として**大問題**。**教育の機会均等**の観点からも、**令和の学校のスタンダードの実現に向け、ハード・ソフト一体で、国の取組を早急に進めるべき**。

【ハード】

○ **国家プロジェクトとしての学校ICT環境整備の抜本的充実**

- ・ 国公私を問わず、**児童生徒1人1台コンピュータを実現**。
- ・ 安定・安心・高速大容量の**通信ネットワーク環境、クラウド活用もセット**で推進。
- ・ 国・地方の連携の下、**自治体や学校等が計画的に取り組める支援策**が必要。
(複数自治体による広域調達、標準モデルや調達仕様書例の提示、好事例の普及など)

【ソフト】

○ 学校ICT環境整備と両輪となる**ソフト面での取組促進**

- ・ **デジタル教科書・教材等の先端技術**の活用により、**知識・技能の定着に係る授業時間を短縮し、探究的な学習等に時間をかけることが可能に**。**良質な学習リソースの開発・導入の促進**が必要。
- ・ **統合型校務支援システムの導入促進**。

【人材】

○ 教師の資質・能力の向上と専門的人材の確保等による**指導体制の充実**

- ・ 自治体・学校レベルで、**教師のICT活用指導力等の向上を段階的・継続的に図る機会**を確保。
- ・ **ICT活用教育アドバイザー、ICT支援員、企業の人材などの活用促進**により指導体制を充実。

これらの取組と併せて、今後、以下の事項について検討。

- **教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方、ICT活用指導力の向上方策**はどうあるべきか、**今年度内を目途に方向性を示す**。
- 先端技術の活用等を踏まえた**年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、学年を超えた学び**についてどう考えるか、**早急に検討する**。
- **デジタル教科書の今後の在り方等**について、新学習指導要領実施後の改訂教科書の使用開始の時期（**小学校は令和6年度、中学校は令和7年度**）等も見据えつつ、**令和2年度内を目途に方向性を示す**。 等

義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について

小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、**令和 4 年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべき**である。このため、今後、以下の事項について検討を進めていく。

- 義務標準法の在り方も含めた教科担任制に必要な**教員定数の確保の在り方**
- 中学校における教師の在り方や小学校と中学校の行き来の在り方など、**小中学校の連携の在り方**
- 教育職員免許法の在り方も含めた義務教育 9 年間を見通した**養成、採用、研修、免許制度、人事配置の在り方**
- 義務教育 9 年間を見通した**教育課程の在り方** 等

教育課程の在り方について

- 児童生徒の学力向上に関する国、教育委員会、学校、地域等における取組の促進
- 義務教育段階の各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むための方策
- 高等学校段階におけるSTEAM教育の推進 等

教師の在り方について

- これからの教師に求められる資質能力
- 免許状を持たない社会人の登用及び社会人等による普通免許状取得
- 教員免許更新制も含めた効果的・体系的な研修の在り方 等

新しい時代の高等学校教育の在り方について

- 各高等学校の教育理念を具現化する方策、特色化・魅力化の実現に向けた方策
- 地域社会や高等教育機関、産業界、関係機関等との連携・協働体制の構築
- 定時制・通信制課程の在り方 等

幼児教育の質の向上について

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実、質の評価の促進
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
- 家庭・地域における幼児教育の支援、幼児教育の推進体制の構築 等

外国人児童生徒等への教育の在り方について

- 指導体制の確保・充実、日本語指導担当教師等の指導力の向上
- 就学の促進、中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実
- 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育 等

新しい時代の特別支援教育の在り方について

- 新しい時代の特別支援教育の目指す方向性・ビジョン
- 特別支援教育を担う教師の専門性の整理と養成の在り方
- 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携 等

※ 上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても今後検討。

新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ（抄）

令和元年 12 月
中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代を見据えた学校教育の姿（2020 年代を通じて実現を目指すイメージ）

【育成を目指すべき資質・能力】

- ◆自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（第3期教育振興基本計画「2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人の目指すべき姿」）
- ◆変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成（新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問））

<子供の学び>

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現

○児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、子供たち一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、読解力などの言語能力や情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。

- ■ これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について
- 教育課程の在り方について

○個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され、多様な子供がお互いを理解しながら共に学び、特異な資質・能力を有する子供が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。

- ■ これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について
- 教育課程の在り方について
- 特別支援教育の在り方について
- 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方

○生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、子供の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。

- ■ 外国人児童生徒等への教育の在り方について
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）
- いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

○学校と社会とが連携・協働することにより、多様な子供たち一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに、STEAM 教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。

- ■ 教育課程の在り方について
- 高等学校教育の在り方について

○特に高等学校では、普通科をはじめとする各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

- ■ 高等学校教育の在り方について

など

<子供の学びを支える環境>

全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備

○多様な経験や職歴を持つ適任者を広く教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、バランスのとれた年齢構成と、多様性があり変化にも柔軟に対応できる質の高い教師集団が実現されるとともに、校長のリーダーシップの下、教師と多様な専門スタッフ、外部専門機関とがチームとして運営する学校が実現されている。

- ■ 教師の在り方について
- チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方

○教師が生涯を通じて学び続け、多様な学びをコーディネートできる能力や教科横断的な専門性を向上することができるなど、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く様々な変化に対応できる環境が整備されている。

- ■ 教師の在り方について

○発達段階に応じ学級担任制と教科担任制が効果的に実施され、質の高い教育が実現されている。

- ■ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について

○デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、児童生徒理解に基づく指導・支援の充実やICT化による校務の効率化がなされている。

- ■ これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

○人口減少が加速する地域においても、自治体間の連携、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などの多様な工夫を通じて、すべての児童生徒に対し魅力的な教育環境が実現されている。

- ■ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について
- 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方

○幼稚園等の幼児教育が行われる場において、小学校教育との円滑な接続や質の評価を通じたPDCAサイクルの構築が図られるなど、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

- ■ 幼児教育の質の向上について

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要ではないか。その際、これまでの学校の常識にとらわれず、新しい時代の学びの在り方を見据えて検討を行っていくことも必要ではないか。

- これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について（P 4～7）
- 義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（P 9）
- 教育課程の在り方について（P 10～13）
- 教師の在り方について（P 14）
- 高等学校教育の在り方について（P 15）
- 幼児教育の質の向上について（P 16～17）
- 外国人児童生徒等への教育の在り方について（P 18～19）
- 特別支援教育の在り方について（P 20）

上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても、年明け以降に議論を行っていくことが必要。

- 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方について【主に教育課程部会において検討】
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策について（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）【主に新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（以下「特別部会」という。）において検討】
- いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策について【主に特別部会において検討】
- 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方について【主に特別部会において検討】
- チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、首長部局との連携及び学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方について【主に特別部会において検討】

幼児教育の質の向上について

(論点)

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実について

- (1) 新幼稚園教育要領等の実施に当たって、効果的な指導方法や教材の研究等についてどのように考えるか。また、どのようにその内容を教職員一人一人が理解し、実践に反映させていくか。
- (2) 幼・小の相互理解を深め、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を推進するためには、どのような方策が考えられるか。公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の強化、接続の推進をどのように図っていくのか。
- (3) 幼児教育現場における先端技術の活用について、実践を可視化・共有化する手法をはじめ、どのような方策が考えられるか。
- (4) 障害のある幼児や外国につながる幼児といった特別な配慮を必要とする幼児への支援について、どのような方策が考えられるか。

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上について

- (1) 若年離職者が多い中、高い専門性を有する教職員を育成・確保するためには、教職員の処遇改善も含め、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 教職員の資質向上のため、キャリアステージ毎の効果的な研修の実施・普及の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動への対応が増加する中で、各園における教職員の保育の専門性向上のために、どのような工夫が考えられるか。
- (4) 幼稚園教諭の上級免許状の取得促進など、教職員の専門性向上のための方策についてどのように考えるか。

3. 幼児教育の質の評価の促進について

- (1) 各園の独自性を確保しつつ、公開保育や学校評価を通じた運営の改善・発展を図り、教育の質向上に向けたPDCAサイクルを構築していくためには、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 自己評価の着実な実施、学校関係者評価や第三者評価の普及促進に向けて、どのような方策が考えられるか。
- (3) 幼児教育の質の評価に関する手法の在り方についてどのように考えるか。また、その成果の普及について、どのような工夫が考えられるか。

4. 家庭・地域における幼児教育の支援について

- (1) 家庭や地域において幅広く幼児教育の理解を深めるためには、どのような工夫が必要か。
- (2) 預かり保育や幼児教育施設における子育ての支援の在り方をどのように捉えるか。
- (3) 経済的困窮や虐待など様々な問題を抱える家庭への支援の観点から、福祉機関をはじめとした関係機関との連携強化についてどのように考えるか。

5. 幼児教育を推進するための体制の構築について

- (1) 国公私の別や施設類型を超えた地域の幼児教育の質の向上のために、自治体はどのような推進体制を構築することが考えられるか。
- (2) 幼児教育の担当部局の一元化の在り方、幼児教育センターの設置など幼児教育に関する一元的な施策の企画・実施の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 幼児教育の専門性を有し指導・助言を行う指導主事や幼児教育アドバイザー等の育成・配置の在り方についてどのように考えるか。
- (4) 国における幼児教育に関する調査研究拠点の役割についてどのように考えるか。

⇒ 引き続き、幼児教育の実践の質向上に関する検討会において、関係部会等とも連携しながら検討を行い、検討結果を特別部会に報告する。

参 考 資 料

【幼児教育を巡る動向】

- 幼児教育施設の現状 2
- 子ども・子育て支援新制度 10
- 幼児教育・保育の無償化 18

【幼児教育の質の向上に関する論点】

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実 32
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上 50
- 幼児教育の質の評価の促進 70
- 家庭・地域における幼児教育の支援 80
- 幼児教育を推進するための体制の構築 94
- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組 . . . 102

【参考】

- 令和2年度予算（幼児教育関係） 122
- その他 140

【幼児教育を巡る動向】

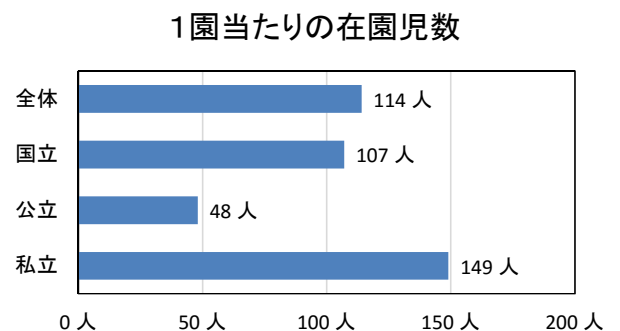
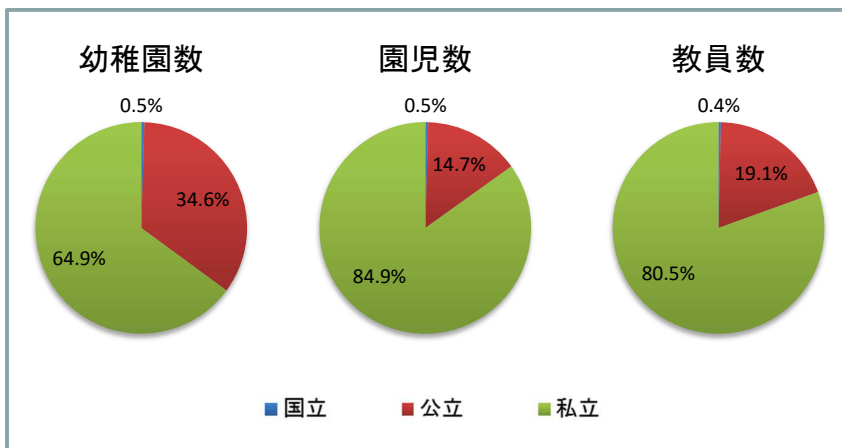
幼児教育施設の現状

幼稚園数及び幼稚園児数

(令和元年5月1日現在)

区分		合計		国立		公立		私立	
園児数	幼稚園数	10,070 園	100%	49 園	0.5%	3,483 園	34.6%	6,538 園	64.9%
	合計	1,145,576 人	100%	5,243 人	0.5%	168,037 人	14.7%	972,296 人	84.9%
	3歳児	342,218 人	100%	1,260 人	0.4%	33,105 人	9.7%	307,853 人	90.0%
	うち前年度間入園者	53,711 人	100%	0 人	0.0%	317 人	0.6%	53,394 人	99.4%
	4歳児	389,850 人	100%	2,016 人	0.5%	60,533 人	15.5%	327,301 人	84.0%
	5歳児	413,508 人	100%	1,967 人	0.5%	74,399 人	18.0%	337,142 人	81.5%
教員数(本務者)		93,579 人	100%	351 人	0.4%	17,866 人	19.1%	75,362 人	80.5%

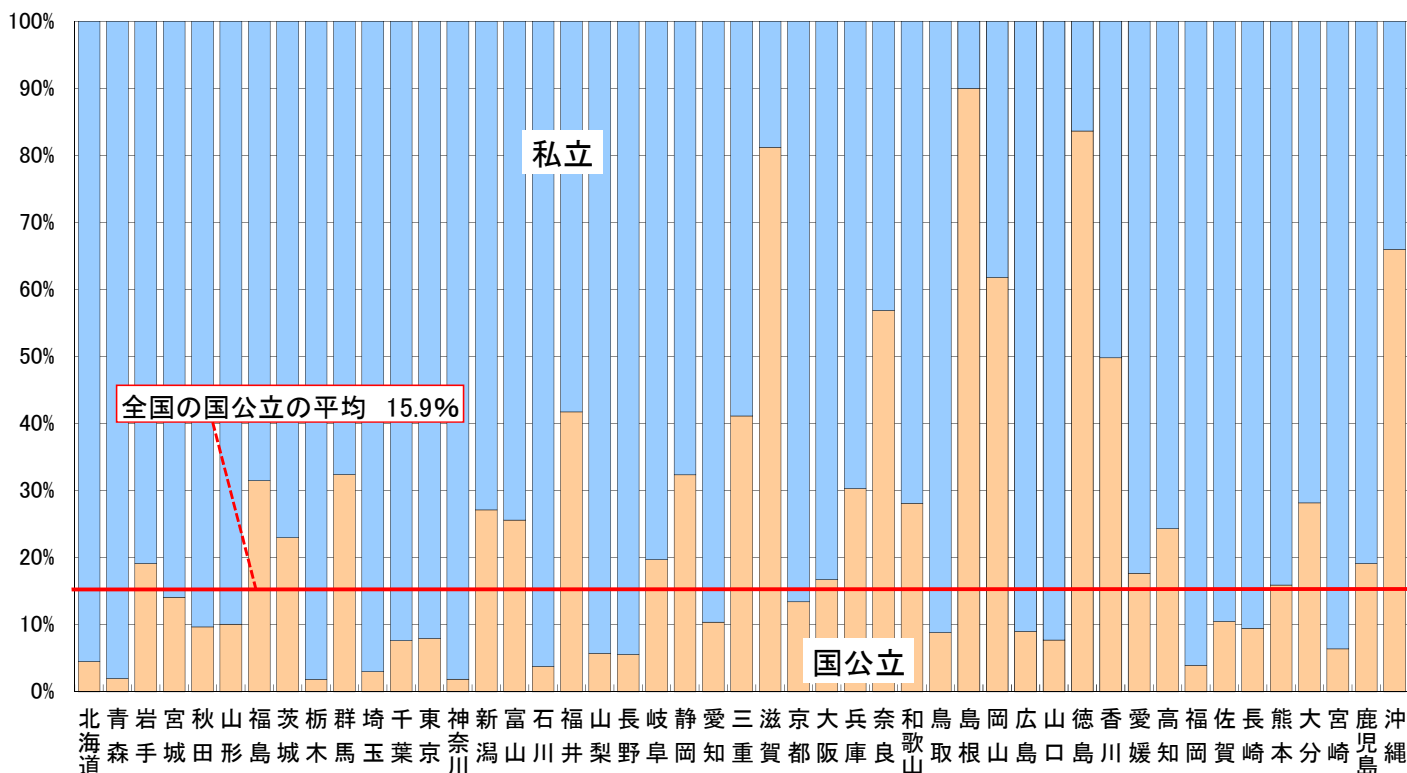
(出典:令和元年度学校基本調査)



(注) ・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。
 ・幼稚園数、在園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

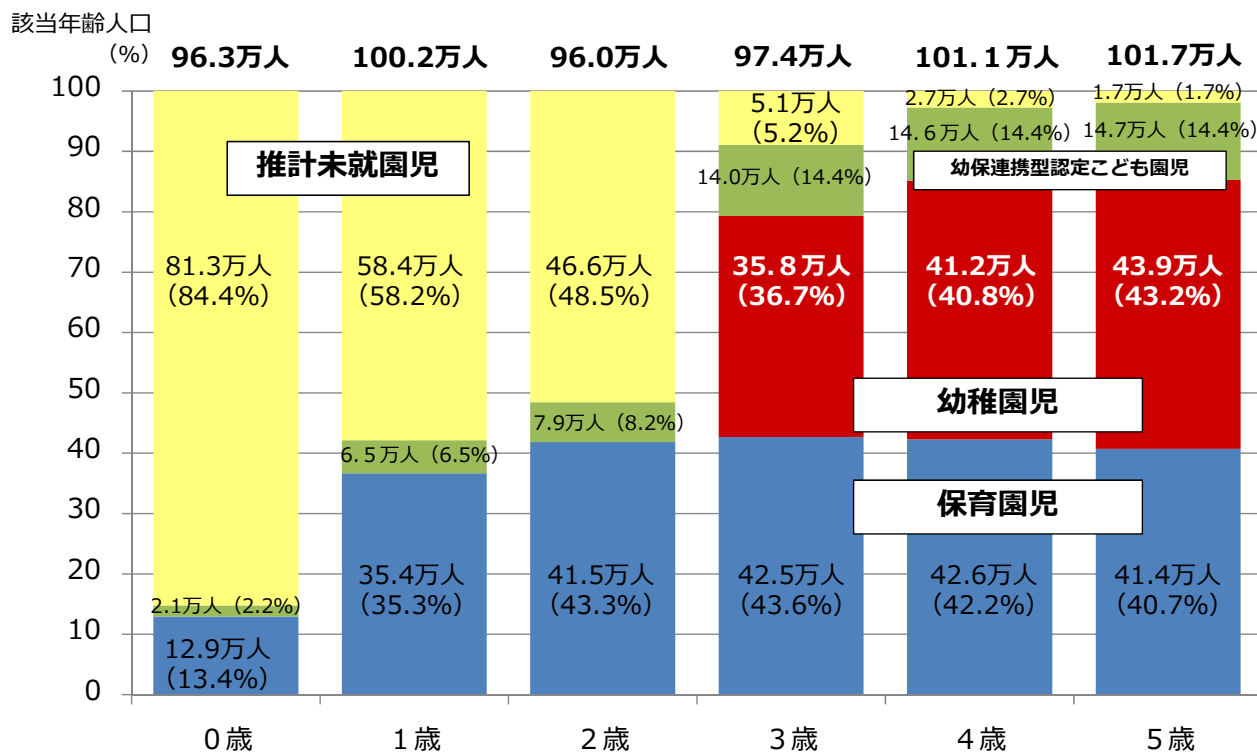
幼稚園の園児の公私立比 [都道府県比較]

私立幼稚園が占める割合(令和元年度)は、都道府県によって、9割以上のところもあるが、逆に2割以下のところもある。



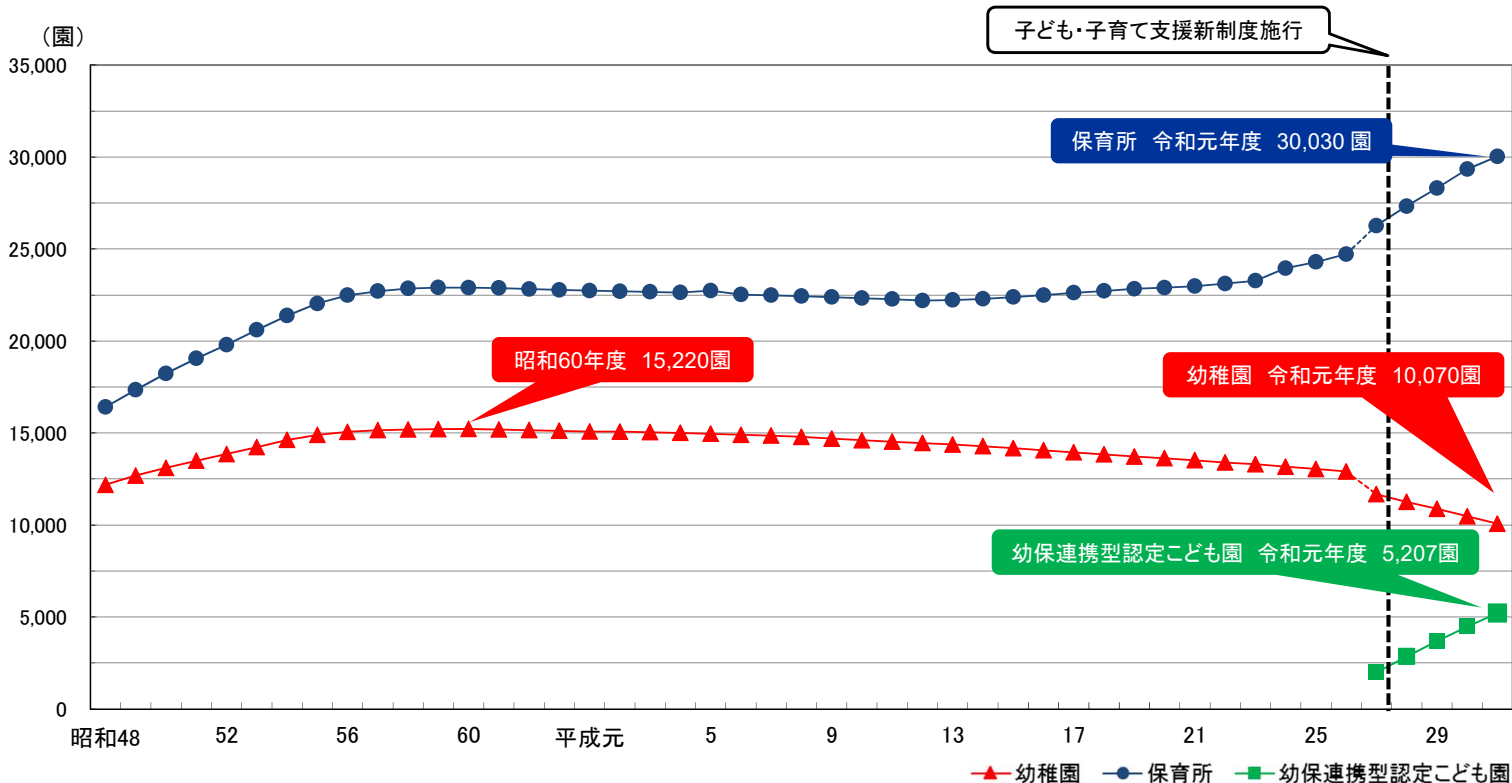
文部科学省「学校基本調査(令和元年度)」

幼稚園・保育所等の年齢別利用者数及び割合 (平成30年度)



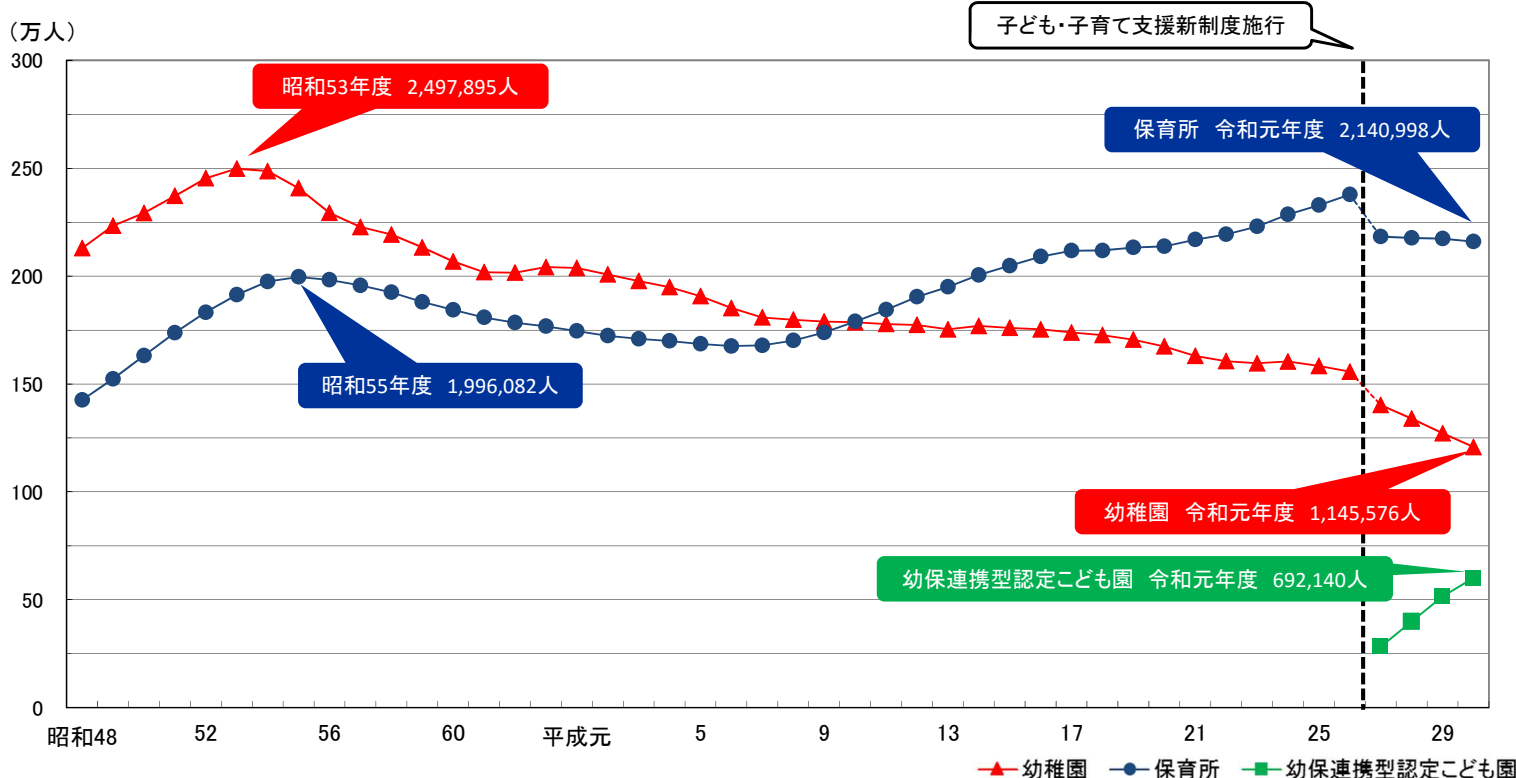
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成29年10月1日現在)より。
 ※幼保連携型認定こども園の数は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」(平成30年4月1日現在)より。
 ※幼稚園の数は平成30年度「学校基本調査」(確定値、平成30年5月1日現在)より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。
 ※保育園の数は平成30年の「待機児童数調査」(平成30年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成29年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数に基づき按分したもの。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の施設数 [推移]



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の在園者数 [推移]



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

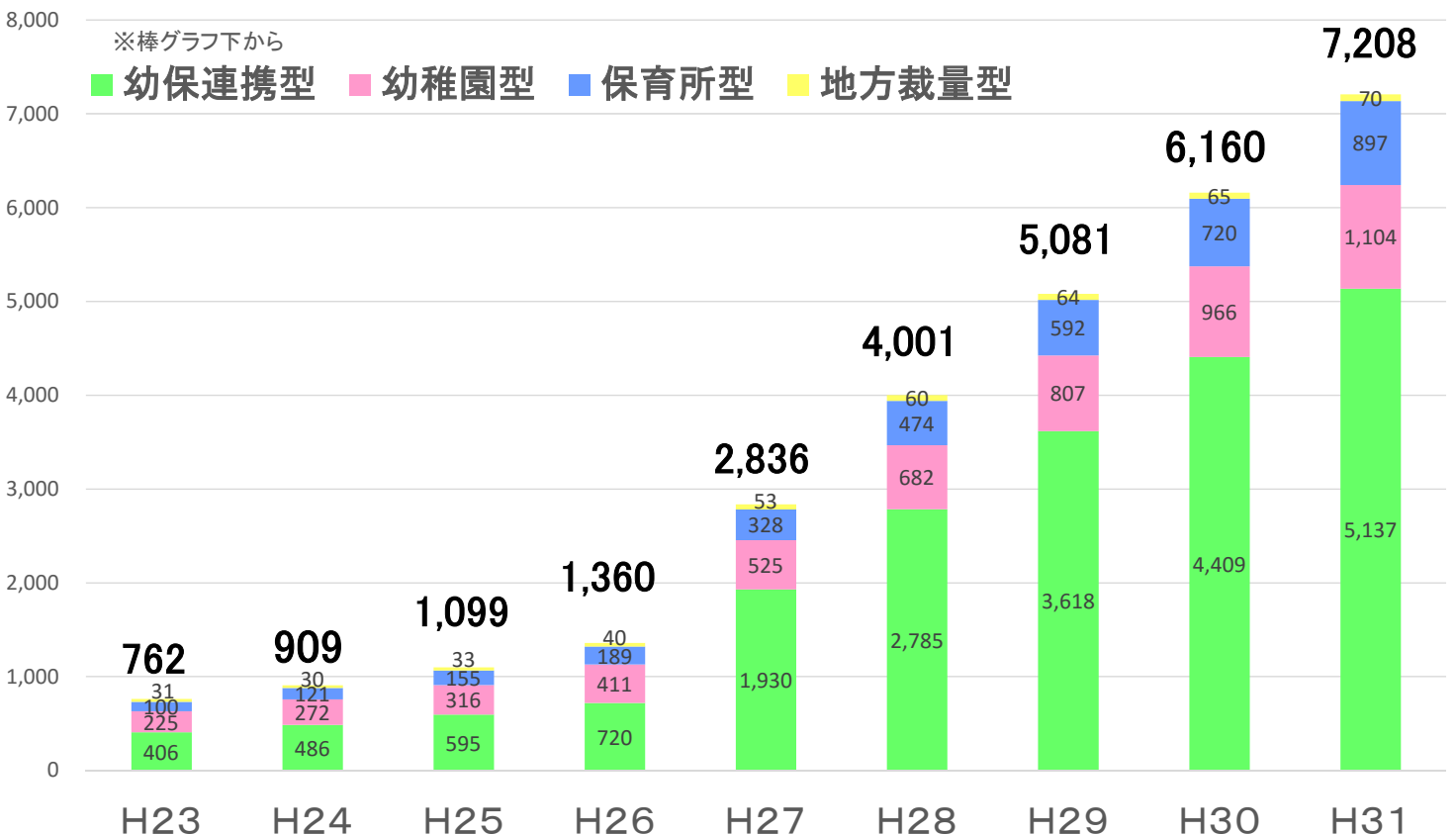
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
7,208 H30 (6,160)	5,137 (4,409)	1,104 (966)	897 (720)	70 (65)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H30	H31		H30	H31		H30	H31
北海道	344	408	石川県	180	224	岡山県	86	111
青森県	260	287	福井県	107	123	広島県	134	169
岩手県	81	95	山梨県	64	70	山口県	53	60
宮城県	44	59	長野県	68	77	徳島県	54	60
秋田県	89	94	岐阜県	101	130	香川県	46	67
山形県	75	85	静岡県	247	274	愛媛県	74	84
福島県	90	105	愛知県	169	208	高知県	34	36
茨城県	198	215	三重県	40	55	福岡県	112	132
栃木県	116	129	滋賀県	85	97	佐賀県	74	85
群馬県	206	229	京都府	77	108	長崎県	135	154
埼玉県	93	119	大阪府	573	655	熊本県	133	148
千葉県	145	178	兵庫県	463	509	大分県	127	143
東京都	129	145	奈良県	60	71	宮崎県	178	192
神奈川県	140	187	和歌山県	52	58	鹿児島県	198	228
新潟県	152	197	鳥取県	40	45	沖縄県	79	129
富山県	103	116	島根県	52	58	合計	6,160	7,208

認定こども園数の推移



(平成31年4月1日現在)

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

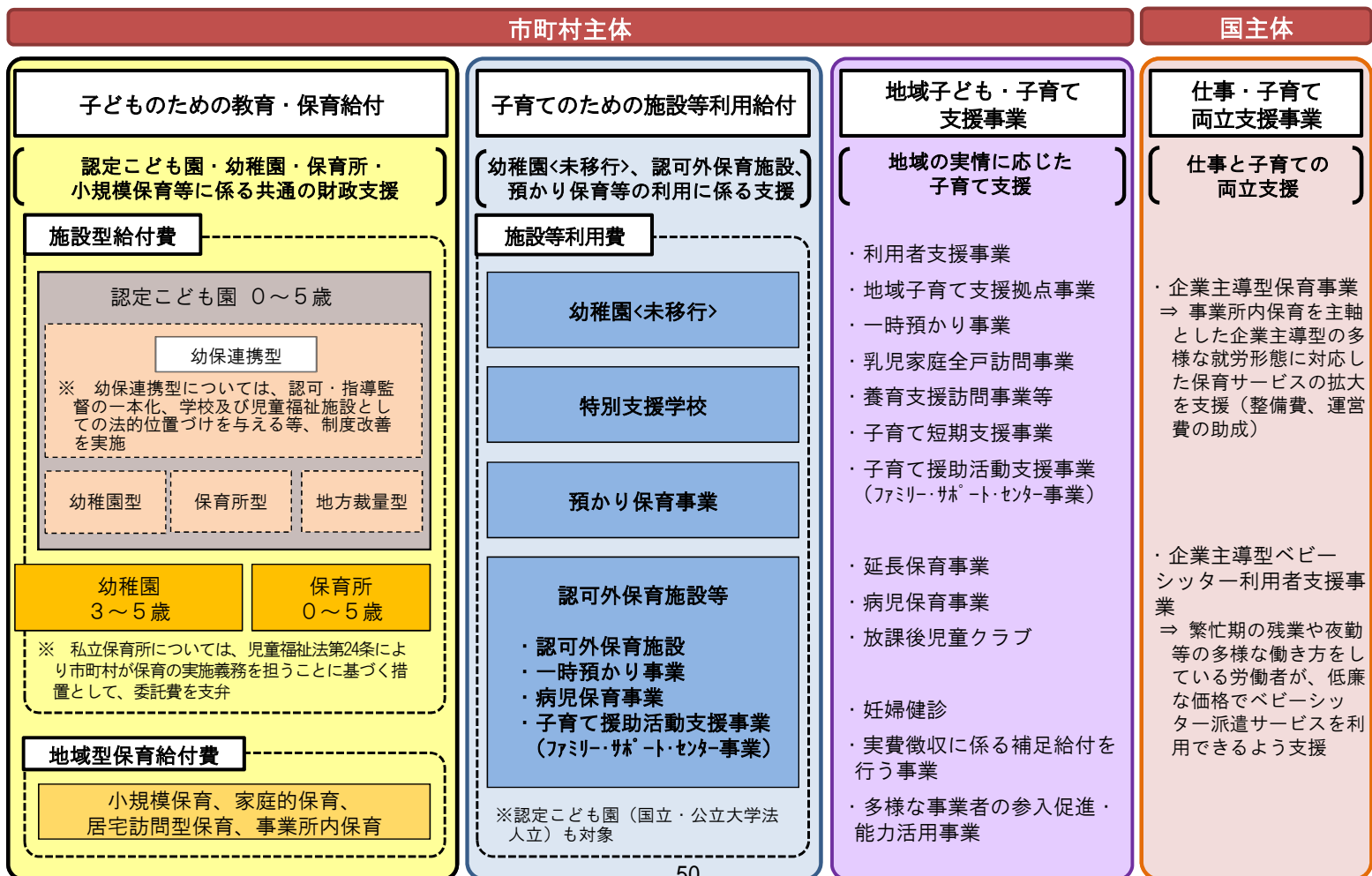
⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援新制度の概要



教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園 中等教育学校
 小学校 特別支援学校
 中学校 大学
 高等学校 高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果 (抜粋)

- ・調査対象 全ての都道府県、市区町村 ※東京都の離島等9市区町村を除く 私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園
- ・調査時点 2019年4月1日

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (実績)

<母数：7,741園(廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

	2015年4月1日現在		2016年4月1日現在		2017年4月1日現在		2018年4月1日現在		2019年4月1日現在	
	新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+9%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)	3,271園 (前年+340園)	41.9% (前年+5.5%)	3,661園 (前年+390園)
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%

(2) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (見込み)

<母数：7,741園(廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

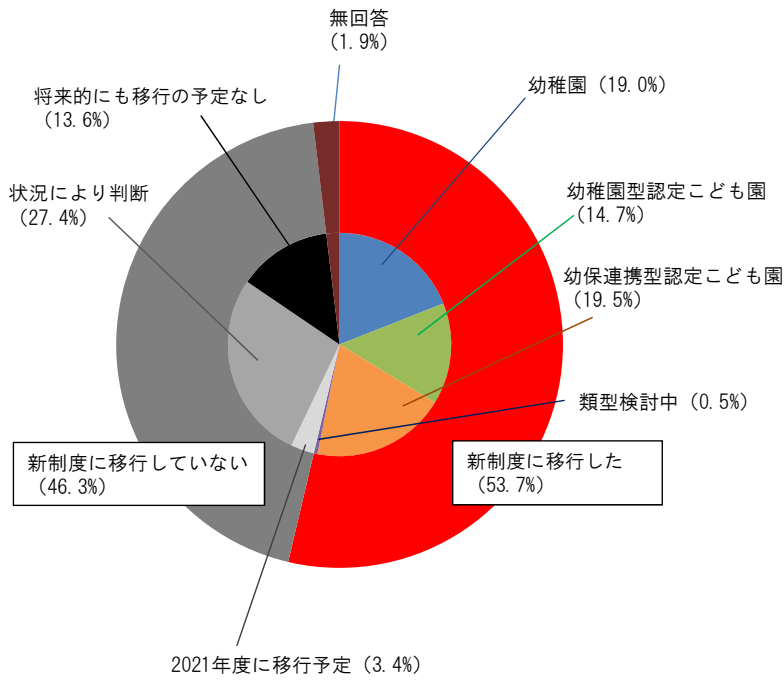
2020年度までに新制度に移行(移行する方向で検討中を含む)	4,155園 <前年度+494園>	53.7% <前年度+6.4%>
認定こども園となって移行	2,660園	34.4%
幼保連携型認定こども園	1,508園	19.5%
幼稚園型認定こども園	1,137園	14.7%
施設の種類のについては検討中	15園	0.2%
幼稚園のまま移行	1,468園	19.0%
幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	27園	0.3%
2021年度以降に移行を検討・判断	2,385園	30.8%
2021年度以降、新制度へ移行(移行する方向で検討中を含む)	267園	3.4%
状況により判断	2,118園	27.4%
将来的にも移行する予定はない	1,051園	13.6%
無回答	150園	1.9%

(注1) 移行率については、新制度に移行していない幼稚園数のうち廃園とされた園及び廃園に準じる形での休園となっている園等を除き算出している。

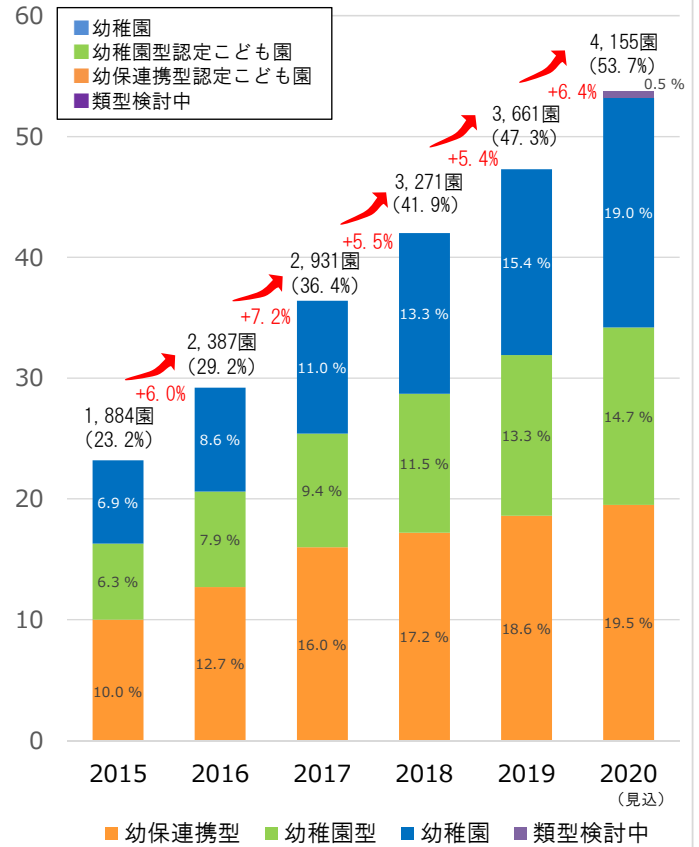
(注2) 四捨五入により合計が一致しないことがある

(参考1) 2020年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

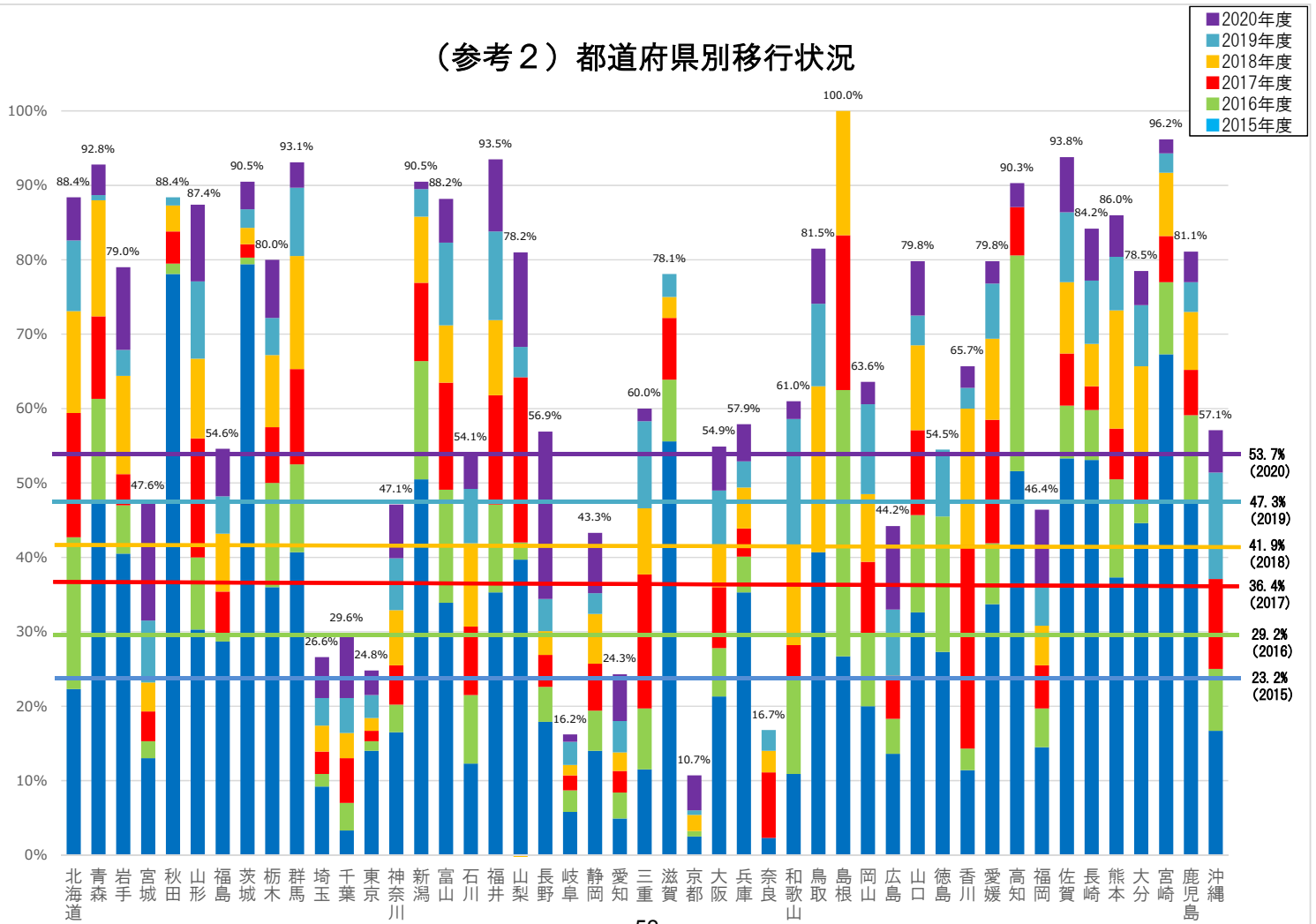
〈2020年度における移行状況の内訳(予定)〉



〈移行状況の推移〉



(参考2) 都道府県別移行状況



幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場（法定）
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
（地方側）全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
（政府側）内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
（地方側）全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
（政府側）内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場（法定）
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）
（地方側）山口県知事、三鷹市長、明石市長、和光市長、嵐山町長、蔵王町長
（政府側）内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
- ・令和元年5月31日 幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
- ・令和元年10月1日 幼児教育・保育の無償化の実施

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

20

諸外国における幼児教育無償化の取組例

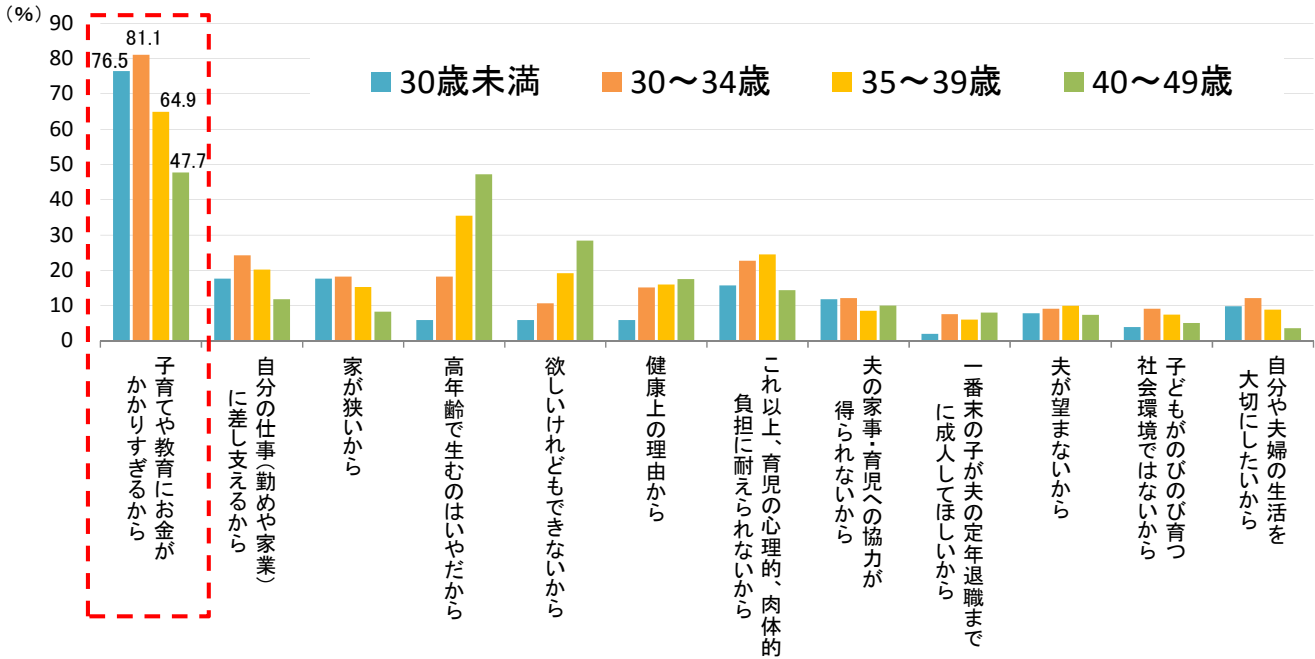
○イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組を進めている。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに全ての3～4歳児(※5歳から義務教育)に対する幼児教育の無償化を実現(週12.5時間、年33週分が上限)。 ・ 2010年に無償化の対象時間を拡大(週15時間、年38週分が上限) ・ 2014年に低所得世帯(年収16,190ポンド(240万円)以下等の基準に該当する世帯)の2歳児(全体の40%)も無償化。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償。 (3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針を法定(2012年)。 ・ 公立については、2013年に無償化を達成。私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

○理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

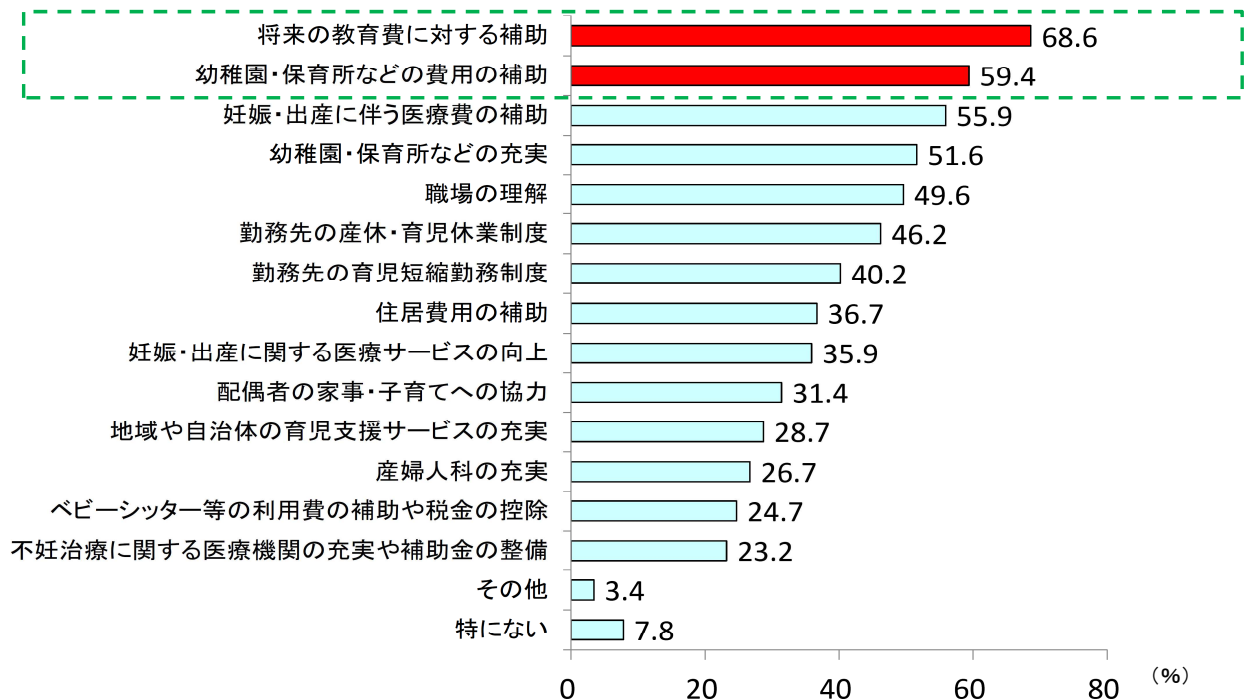


(注)妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦(約3割)を対象に行った質問(妻が回答者)。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは(もっと)子供が欲しいと思いますか」との質問に対し(複数回答)、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



出典: 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。

※20代、30代の男女を対象とした調査。

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

24

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・ 都道府県等有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

26

幼児教育・保育の無償化の対象者・対象施設について

共働き世帯等(保育の必要性あり)

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
			○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○		○ (1号のみ)			
	○	○	○	○	○	○

専業主婦世帯(保育の必要性なし)

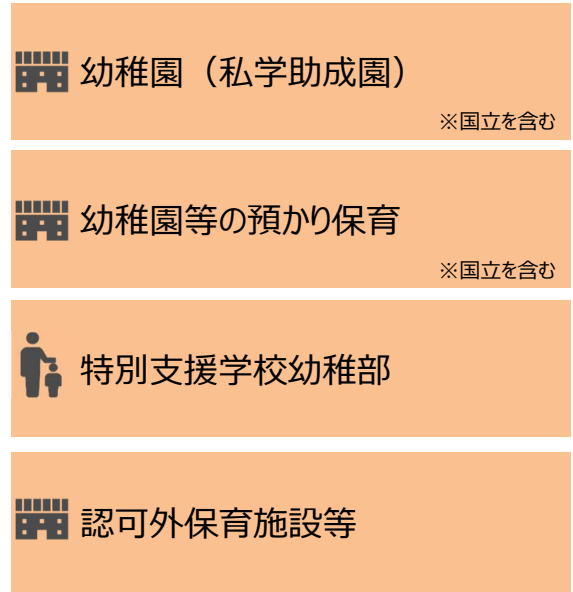
	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
	○		○			

幼児教育・保育の無償化の対象施設と無償化の方式について

子ども・子育て支援新制度対象施設



その他の無償化対象施設・事業



子どものための教育・保育給付の拡充

利用者負担額をゼロに（子ども・子育て支援法施行令の改正）
 ⇒ 公定価格の全額を施設型給付費等により公費負担し、教育・保育を現物給付化。なお、公定価格外の特定保育料（上乗せ徴収）の有無は、幼稚園等ごとに異なりうる。

子育てのための施設等利用給付の創設

子ども・子育て支援法を改正し、上記施設・事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」を創設。
 ⇒ 施設等で定める利用料の一定額まで施設等利用費を支給（日用品費、行事参加費、給食費、通園費は対象外）。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算）

- 幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。
- 今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上する。
- 所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

<幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額>

（単位：億円）

項目	財源負担割合			令和元年度当初予算			令和元年度補正予算					
	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村			
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
新制度の対象と ならない幼稚園、 認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
合計※1					3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151※2	842 +76	1,850 +266

※1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

※2 内閣府の補正予算には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(△101億円)と合わせて158億円を計上。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について
(令和2年度予算)

区分			国・地方合計（億円）			
				国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等		1,247	623	312	312
	認可外保育施設等		267	133	67	67
	預かり保育等		326	163	82	82
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。